

自治会を対象とした 補助金制度について (令和8年度版)

コミュニティ課 コミュニティ係

各種補助金等について

自治会等交付金

自治会館維持管理費補助金(經常的経費用)

自治会館維持管理費補助金(臨時的経費用)

掲示板設置等補助金

自治会館建設事業補助金

コミュニティ助成事業補助金

自治会等交付金

対象

市内の全自治会

手続きの時期

10月中(9月頃に会長宛てに案内)

交付金額

= 行政文書配布世帯数 × 220円

自治会等交付金

行政文書配布世帯数とは
以下の合計数です。

- ・自治会に加入している世帯の数
- ・行政文書を配布している未加入世帯の数

申請にあたり準備しておくべきこと・もの

- ・10月1日現在の世帯数の把握
- ・前年度の決算書

自治会館維持管理費補助金(経常的経費用)

5

対象

自治会館(集会施設)を継続的に管理する
市内の自治会

手続きの時期

(申請)

4月～5月末(3月頃に会長宛てに案内)

(実績報告)

1月～3月頃(1月中に会長宛てに案内)

自治会館維持管理費補助金(経常的経費用)

6

補助対象経費

自治会館の維持管理に必要な次の経費

電気料金	建物賃借料	地代
火災保険料	管理人手当	燃料費
し尿汲み取り料	修繕料	備品購入費
消耗品費	設備点検費	資格講習費

自治会館維持管理費補助金(經常的経費用)

7

補助金額

延床面積により異なります。

延床面積	補助金額(年額)
100m ² 未満	70,000円以内
100m ² 以上200m ² 未満	90,000円以内
200m ² 以上	130,000円以内

自治会ハンドブック 11ページ参照

自治会館維持管理費補助金(経常的経費用)

実績報告について

- ・実績報告時には支出の根拠資料として、「領収書」または「通帳」の写しが必要です。
- ・実際に使用した経費が補助金額を下回る場合、差額分は返納となります。
- ・年間で使用した経費すべてを報告する必要はありません。補助金額をちょうど超えるだけの経費が確認できれば大丈夫です。

自治会館維持管理費補助金(臨時的経費用)

9

対象

自治会館(集会施設)を継続的に管理する
市内の自治会

対象となる事業

- ・大規模修繕(対象経費が20万円以上)
- ・冷暖房機器の設置(対象経費が5万円以上)

自治会館維持管理費補助金(臨時的経費用)

10

補助金額

= 補助対象経費 × 1/3 (1万円未満切捨て)

補助金の上限額

100万円

要望にあたり準備しておくべきこと・もの

- ・ 工事の見積書 1社分
- ・ 工事する場所の写真 複数枚
- ・ 設置機種のカatalog (冷暖房機器の設置の場合)

自治会ハンドブック 12ページ参照

自治会館維持管理費補助金(臨時的経費用)

11

申請の制限

同一事業へは3年度の間、申請できません。

例)

R8年度に「大規模修繕」で申請

次に「大規模修繕」で申請できるのはR12年度～

異なる事業での申請は可能です。

掲示板設置等補助金

対象

市内の全自治会

補助金額

= 補助対象経費 × 1 / 2 (千円未満切捨て)

補助対象経費

… 設置費のほか建替時の処分費を含む

掲示板設置等補助金

補助金の上限額

工事内容によって上限額が異なります。

工事の内容	上限額(1基あたり)
新設・建替え(保護板あり)	5万円
新設・建替え(保護板なし)	3万円
修繕のみ	2万円

掲示板設置等補助金

保護板とは

雨風などから掲示物を保護するための
アクリル板やガラス板のこと



なし



あり

自治会ハンドブック 10ページ参照

掲示板設置等補助金

15

要望にあたり準備しておくべきこと・もの

- ・設置場所の管理者に工事について連絡し、必要な手続きがあれば対応してください。
- ・工事の見積書 1社分
- ・設置場所の写真 複数枚
- ・購入する掲示板のカタログ

自治会館建設事業補助金

16

対象

市内の全自治会

補助金の上限額

- ・新築・建替え : 500万円～1,600万円
- ・大規模改修 : 250万円～800万円
- ・増築 : 300万円
- ・トイレの改造 : なし

自治会ハンドブック 13ページ参照

自治会館建設事業補助金

17

対象金額

工事の内容によって補助金額が異なります。

工事の内容	補助金額
新築・建替え	対象経費×1/2（10万円未満切捨て）
大規模改修	対象経費×1/2（10万円未満切捨て）
増築	対象経費×1/2（1万円未満切捨て）
トイレの改造	対象経費×1/3（1万円未満切捨て）

自治会館建設事業補助金

18

要望に向けて準備しておくべきこと・もの

- ・自治会内で建設事業の実施に係る意思決定
(総会等で決議)
- ・工事の見積書 1社分
- ・事業計画書
- ・建設位置図

自治会館建設事業補助金

19

主な留意事項

- ・補助金を利用して新築及び改修をした場合には、事業完了後20年間は取り壊しできません。
- ・「コミュニティ助成事業補助金」のコミュニティセンター助成事業とは併用できません。
- ・建設事業資金の貸付制度があります。
(自治会ハンドブック14ページ参照)

自治会ハンドブック 13ページ参照

前年度要望が必要な補助金

該当する補助金

自治会館維持管理費補助金(臨時的経費用)

掲示板設置等補助金

自治会館建設事業補助金

手続きの時期

(要望)

前年度の5～8月(5月頃に会長宛てに案内)

(申請)

実施年度の4月以降(3月末頃に案内)

前年度要望が必要な補助金

注意事項

- ・前年度の要望がない場合、補助金は交付できません。計画的な申請をお願いします。
- ・要望時点と申請時点のそれぞれで有効期間内の見積書が必要となります。
- ・交付決定(申請から2週間程度)より前に着工しないでください。

コミュニティ助成事業補助金

22

内容

(一財)自治総合センターが実施する事業です。
県、市を經由して交付されます。

手続きの時期

(希望調査)

5月頃に会長宛てに案内

(要望書類提出)

8月下旬～9月上旬

コミュニティ助成事業補助金

23

対象

コミュニティ課からは2つの区分で募集します。

区分	対象
一般コミュニティ助成事業	市内の自治会
コミュニティセンター助成事業	認可地縁団体

どちらも一般社団法人は対象外

コミュニティ助成事業補助金

一般コミュニティ助成事業

- ・対象となる事業

コミュニティ活動に直接必要な設備等(建築物、消耗品は除く)の整備に関する事業

- ・助成金額

100万円～250万円(10万円単位)

コミュニティ助成事業補助金

25

コミュニティセンター助成事業

・対象となる事業

集会施設の建設または大規模修繕、およびその施設に必要な備品の整備に関する事業

・助成金額

対象事業費の5分の3以内に相当する額
ただし2,000万円まで(10万円単位)

コミュニティ助成事業補助金

26

主な留意事項

- ・県経由で募集があるまで翌年度の募集有無は分かりません。
- ・複数の応募があった場合は抽選になります。また応募しても採択されない場合があります。
- ・事前に準備(会内での意向決定、事業内容の検討)をお願いします。不明点は随時お問い合わせ可。

大まかな補助金スケジュール(予定)

27

4月

- 「維持管理(経常)」の申請(～5月末)
- の申請(～事業実施の1か月前) 前年度要望分

5月

- 次年度以降の「建設事業」の意向調査(～5月末)
- 次年度の「コミュニティ助成」の希望調査(～5月末)
- 次年度の「掲示板」、「維持管理(臨時)」の要望(～8月中旬)

6月

- 次年度の「建設事業」の要望(～8月中旬)

大まかな補助金スケジュール

28

8月 • 次年度の「コミュニティ助成」の要望(～9月前半)

10月 • 「交付金」の申請(～10月末)

1月 • 「維持管理(経常)」の実績報告(～3月頃)

3月 • 次年度分の の申請案内

ご説明は以上となります。

ご視聴ありがとうございました。

(この動画の音声は音読さんを使用しています。)